

第3期行財政改革プログラム 個別取組工程表

取組番号	3-2-5	取組項目名	市税収納率の向上			
所管	財政	局	税務	部	市税事務所 納税 税務運営	課
〔P〕 取組内容	実施内容	<p>○徴収対策の強化策として、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税事務所統合による徴収業務の集約をはじめとした徴収体制の強化や、徴収に係る知見・技能及び徴収業務全体に係るマネジメント能力の充実と継承を図る。</li> <li>市税コールセンター、収税事務処理センターとの連携強化及び委託業務拡大により、早期徴収対策の着手を図る。</li> <li>保有する税情報を活用し、より効果的な徴収対策を実践する。</li> </ul> <p>○コンビニ収納、マルチペイメントネットワーク等の活用による納付機会を拡大する。</p> <p>○インターネット公売を実施する。</p>				
	目標	H30	現年分収納率 99.30%			
		R1	現年分収納率 99.40%			
R2		現年分収納率 99.50%				
〔D〕 実績・進捗状況	H30	<p>現年課税分収納率 99.37%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の収入額・資産状況などの税情報を、必要に応じ民間委託の市税コールセンター（市税納付案内業務）に提供することにより、納税者個々の状況に即した納付勧奨を実施した。</li> <li>収税事務処理センター（財産調査補助業務）と連携して財産調査を行い、督促2期と同時に差押予告を発送するなど、早期の滞納処分を実施した。</li> </ul>				
		H30の達成度	a	〔基準〕 a: 上回って（前倒しで）達成 b: 達成 c: 概ね達成 d: 未達成		
		R1	<p>現年課税分収納率 99.35%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の収入額・資産状況などの税情報を、必要に応じ民間委託の市税コールセンター（市税納付案内業務）に提供することにより、納税者個々の状況に即した納付勧奨を実施した。</li> <li>収税事務処理センター（財産調査補助業務）と連携して財産調査を行い、督促2期及び4期において同時に差押予告を発送するなど、現年事案に対してより一層組織的かつ早期の滞納処分を実施した。</li> <li>令和元年10月より地方税共通納税システムを導入することができた。</li> <li>令和2年1月より、モバイル決済による納付を導入し、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayBによる納付が可能となった。令和2年2月からはPay Payによる納付も可能となった。</li> </ul>			
	R1の達成度		c	〔基準〕 a: 上回って（前倒しで）達成 b: 達成 c: 概ね達成 d: 未達成		
	H30～R1の達成度		c	〔基準〕 a: 上回って（前倒しで）達成 b: 達成 c: 概ね達成 d: 未達成		
	R2	<p>現年課税分収納率 98.40%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い創設された徴収猶予の特例制度を適切に適用した（猶予許可件数: 871件、猶予許可累計額: 2,519,111千円）。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を受けないものについては、民間委託の市税コールセンター（市税納付案内業務）により、主に現年課税分の滞納を対象に納付勧奨を実施した。また、収税事務処理センター（財産調査補助業務）と連携して財産調査を行い、督促2期及び4期において同時に差押予告を発送するなど、組織的かつ早期の滞納処分を実施した。</li> <li>モバイル決済での納付が浸透し、モバイル決済の利用件数は、令和2年度の実績で約2万件となった。</li> </ul>				
		R2の達成度	d	〔基準〕 a: 上回って（前倒しで）達成 b: 達成 c: 概ね達成 d: 未達成		
		H30～R2の達成度	d	〔基準〕 a: 上回って（前倒しで）達成 b: 達成 c: 概ね達成 d: 未達成		
	行革効果額の見込み及び実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
		見込み		130 百万円	260 百万円	390 百万円
	実績		236 百万円	212 百万円	0 百万円	
評価	C	〔基準〕 S: 優良 A: 良好 B: 普通 C: 不良				
〔C〕 課題分析	<p>上記のとおり、民間を活用した納付勧奨等のほか、平成30年の市税事務所統合以降、徴収体制の強化や、徴収に係る知見・技能等の充実と継承を実現し、より一層組織的かつ早期の徴収対策に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症により、政府の緊急経済対策における税制上の措置として、収入が大幅に減少した場合に無担保かつ延滞金なしで徴収猶予できる特例制度が創設され、その徴収猶予に係る収入未済額が調定額の約1%を占める結果となり、市税収入率へ影響が生じたため、現年課税分収納率の目標値達成には至らなかった。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染症による影響からの早期回復と、さらなる市税収入率向上に向けた対策が必要である。</p>					
〔A〕 改善策	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による納税の猶予を適正に実施し、対象者の収納を管理する一方、影響を受けないものについては、民間と連携した納付勧奨や財産調査を行うとともに早期に滞納処分を実施するなど、個々の実情に即した適切な措置を講ずることにより、引き続き徴収対策の強化に努める。</p>					
備考						